

公益社団法人 日本数学教育学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本数学教育学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は数学教育に関する学理及びその応用についての研究の発表及び連絡、知識の交換、情報の提供等を行う場となることによって、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、及び大学等の数学教育に関する研究の進歩普及を図り、もってわが国の学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 数学教育に関する研究、調査
 - (2) 雑誌の刊行
 - (3) 書籍の出版企画、編集
 - (4) 講習会、講演会及び研究会等の開催
 - (5) 国内外の数学教育研究団体との交流
 - (6) その他、この法人の目的を達成するに必要と認められる事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員(会員)及び会費

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した個人
- (2) 準会員 本会の趣旨に賛同し、当法人の正会員又は代表理事のうち1名の推薦を受けて所定の会費を納入した学生(院生)及び満60歳以上の会員
- (3) 団体会員 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した団体
- (4) 名誉会長 本会の代表理事であった者の中から、社員総会の議決により推戴する個人
- (5) 名誉顧問 代表理事の諮問に応じる者で、社員総会の議決により推戴した個人
- (6) 名誉会員 本会の功労者で、社員総会の議決により推挙した個人
- (7) 賛助会員 本会に協力を申し入れ、理事会がその入会を承認した地方数学教育研究団体

2 この法人の社員は、概ね正会員50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)の社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める)。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は

理事会は、代議員を選出することはできない。

- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、2月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くときは定員数までの補欠の代議員を選定することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）及び規程の閲覧等
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 9 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、準会員、団体会員になった時及び毎年、正会員、準会員、団体会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。
ただし、名誉会長、名誉顧問、名誉会員、賛助会員は会費の支払い義務を免除とする。

（任意退社）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

2 代議員又は理事が正会員の資格を喪失した時は、当然その地位を失う。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、専務執行理事又は常務執行理事が社員総会を招集する。

(議長及び副議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、他の理事の中から社員総会の議長に当たる。
- 3 議長は社員総会を補佐するため、専務執行理事又は常務執行理事の中から2名の副議長を指名することができる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について、書面により議決権を行使することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した社員とみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び副議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち10名を業務執行理事とする。
- 4 代表理事を補佐するため、業務執行理事のうち2名を専務執行理事と1名を常務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 専務執行理事及び常務執行理事は、理事会の決議によって業務執行理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 専務執行理事及び常務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、専務執行理事又は常務執行理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第31条 この法人の基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第 35 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 37 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は 清水 静海、専務執行理事は、藤井 齊亮、池田 文男、常務執行理事は 竹村 精治とする。業務執行理事は、礪田 正美、岩崎 秀樹、大久保 和義、金本 良通、重松 敬一、瀬沼 花子、中村 光一、とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 5 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出されたものとする。

日本数学教育学会諸規程案

理事・監事選出規程

第1条 理事及び監事の被選出資格は、候補者として届け出る時点より引き続き正会員であることとする。

但し、代議員は理事を兼任することはできない。

第2条 理事は20名とし、選挙区及び定員は次のように定める。

(1) 全国区理事

区分及び定員は次表により、代議員により選出される。

区分1	算数・数学教育の専門的研究者	7名
区分2	算数・数学教育の実践的研究者	4名（幼稚園・小学校1名、中学校1名、高等学校1名、高専・大学1名）

学校区分は、立候補者の申請に基づき決定する

(2) 地区理事

区分及び定員は次表により、代議員により選出される。

北海道・東北地区	1名
関東・甲信静地区（千葉、埼玉、神奈川、東京を除く）	1名
首都圏地区（東京を除く）	1名
東京地区	2名
北陸・東海地区	1名
近畿地区	1名
中国・四国地区	1名
九州地区	1名

第3条 監事は3名とし、代議員により選出される。

第4条 理事の選出は次のように行う。

各区分の立候補者数が定員数を超えた区分においては、全代議員による各区分の定員数までの連記投票を行い、得票数の高い順に定員の数だけ当選者とする。得票数が同数の場合は選挙管理委員長による抽選によって当選者を定める。立候補者数が定員数を超えない区分については、全代議員による信任投票を行い、過半数の信任を得たものを当選者とする。

2 候補者は、第2条のいずれか一つだけの区分の候補者となる。

第5条 理事及び監事選出のため、理事・監事選挙管理委員会を置く。委員は代表理事が、理事会の承諾を得て委嘱し、その任期は2年とする。補充による委員の任期は他の委員の残存任期とする。

第6条 各区分の理事に過半数の欠員になった場合は、補欠選挙を行う。

第7条 選挙について異議があるときは、理事・監事選挙管理委員会が定める期間内に、同委員会へ申し出ることができる。

理事・監事選挙管理委員会規程

- 第1条** 理事・監事選出規程により、本会に理事・監事選挙管理委員会（以下委員会という）を置く。
- 2 委員会は細則を定め、各区分における理事・監事の選出が適正に行われるように管理する。
- 第2条** 委員会は、原則として東京地区及び首都圏地区の正会員 20 名（校種別各 5 名）を持って構成する。
- 2 委員が代議員・理事及び監事の候補者となった場合は、直ちに委員を辞任しなければならない。
- 第3条** 委員会に委員長 1 名を置く。委員長は委員の互選による。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員会の議決は全委員の過半数の出席のもとに、出席委員の過半数の賛成によって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第4条** 委員会は、理事・監事の選出 30 日前までに次の各号について正会員に通知しなければならない。
- (1) 選出の時期、方法
- (2) その他必要と認めた事項
- 第5条** 理事及び監事の選挙の開票は、全委員の過半数の出席のもとに行い、投票の効力について疑義が生じた場合は委員会がそれを定める。
- 第6条** 委員会は、理事・監事選挙が終了し、これが適正と認めたときは、理事・監事選挙に関する記録を添えて、当選者の名簿を代表理事に提出する。また、当選者の氏名を発表する。

代議員選出規程

- 第1条** 代議員の被選出資格は、候補者として届け出る時点より引き続き正会員であることとする。
- 第2条** 代議員選挙区及び定員は次のように定める。
- (1) 都道府県選出代議員
- 各都道府県の代議員の定員は、正会員 50 名までのときは 1 名とする。50 名を超えたときは、50 名を超えるごとに 1 名ずつ増すものとし、最大 8 名とする。
- (2) 地区選出代議員
- 地区区分及び定員は次表のようにする。

北海道・東北地区	4名(幼稚園・小学校1名、中学校1名、 高等学校1名、高専・大学1名)
関東・甲信静地区 (千葉、埼玉、神奈川、東京を除く)	4名(幼稚園・小学校1名、中学校1名、 高等学校1名、高専・大学1名)
首都圏地区 (東京を除く)	4名(幼稚園・小学校1名・中学校1名・高校1名・高専・大学1名)
東京地区	8名(幼稚園・小学校2名、中学校2名、 高等学校2名、高専・大学2名)
北陸・東海地区	4名(幼稚園・小学校1名、中学校1名、 高等学校1名、高専・大学1名)
近畿地区	4名(幼稚園・小学校1名、中学校1名、 高等学校1名、高専・大学1名)
中国・四国地区	4名(幼稚園・小学校1名、中学校1名、 高等学校1名、高専・大学1名)
九州地区	4名(幼稚園・小学校1名、中学校1名、 高等学校1名、高専・大学1名)

学校区分は、立候補者の申請に基づき決定する。

第3条 都道府県選出代議員は各都道府県の正会員によって選出される。また、地区選出代議員は地区内の正会員によって選出される。

第4条 各都道府県及び各地区の立候補者が定員を超える場合は、各都道府県及び各地区の代議員の定員までの連記投票を行い、得票数の高い順に定員の数だけを当選者とする。得票数が同数の場合は、選挙管理委員長による抽選によって当選者を決定する。立候補者が定員を超えない場合は、各都道府県及び各地区の正会員の信任投票をおこない過半数の信任を得た者を当選者とする。

第5条 代議員選出のため、代議員選挙管理委員会を置く。委員は代表理事が、理事会の承諾を得て委嘱し、その任期は2年とする。補充による委員の任期は他の委員の残存任期とする。

第6条 各区分の代議員が欠員になった場合は各区分で補欠選挙を行う。

第7条 選挙について異議があるときは、代議員選挙管理委員会が定める期間内に、同委員会へ申し出ることができる。

代議員選挙管理委員会規程

第1条 代議員選出規程により、本会に代議員選挙管理委員会（以下委員会という）を置く。

2 委員会は細則を定め、各区分における代議員の選出が適正に行われるように管理する。

第2条 委員会は、原則として東京地区及び首都圏地区の正会員20名（校種別各5名）をもって構成する。

2 委員が代議員・理事及び監事の候補者となった場合は、直ちに委員を辞任しなければならない。

第3条 委員会に委員長1名を置く。委員長は委員の互選による。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員会の議決は全委員の過半数の出席のもとに、出席委員の過半数の賛成によって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 委員会は、代議員の選出30日前までに次の各号について正会員に通知しなければならない。

(1) 選出の時期、方法

(2) その他必要と認めた事項

第5条 代議員選挙の開票は、全委員の過半数の出席のもとに行い、投票の効力について疑義が生じた場合は委員会がそれを定める。

第6条 委員会は、代議員選挙が終了し、これが適正と認めるときは、理事・監事選挙に関する記録を添えて当選者の名簿を代表理事に提出する。また、当選者の氏名を発表する。

準会員規程

第1条 この法人の趣旨に賛同する学生（院生）及び満60歳以上の会員は準会員になることができる。

第2条 準会員を希望するものは、次の1又は2の書類を提出し、代表理事の承認を得るものとする。

(1) 在学を証明する書類及び当法人の正会員又は代表理事のうち1名の推薦書

(2) 満60歳以上を証明する書類

第3条 準会員は、正会員と同様の便宜を受けるものとする。

ただし、代議員選挙権及び被選挙権は除くこととする。

第4条 学生（院生）は卒業又は退学時に準会員としての資格を失う。

第5条 準会員は、申請及び会費納入規程の会費を納めることにより、正会員となることができる。

団体会員規程

第1条 この法人の趣旨に賛同する団体で所定の申込書を提出し、代表理事の承認を得て団体会員となることができる。

第2条 団体会員は、正会員と同様の便宜を受ける。ただし、下記の事項は除外する。

(1)代議員選挙権及び被選挙権。

(2)個人会員向けに設けた一部サービス（論文投稿、論文検索サービス等）。

第3条 団体会員は会員資格のある団体が解散した時に資格を失う。また、研究大会等に参加するときは、その団体より1名を会員として参加を認めるものとする。

名誉会長推戴規程

第1条 この法人に名誉会長を置くことができる。

第2条 代表理事であった者のうちから、社員総会の議決により推戴する個人。

第3条 報酬については無償とする。

名誉顧問推戴規程

第1条 この法人に名誉顧問を置くことができる。

第2条 代表理事の諮問に応ずるもので、社員総会の議決により推戴する個人。

第3条 報酬は無償とする。

名誉会員推挙規程

第1条 この法人に名誉会員を置くことができる。

第2条 本会の功労者で社員総会の議決により推挙する個人。

第3条 報酬は無償とする。

会費納入規程

第1条 会員の年度会費を次のようにし、毎年度4月末までに納入するものとする。

正会員	準会員	団体会員	学会誌の種類
15,000円	10,000円	15,000円	「算数教育」、「数学教育」、「数学教育学論究」
12,000円	8,000円	12,000円	「算数教育」、「数学教育」
11,500円	7,500円	11,500円	「算数教育」又は「数学教育」の一方と「数学教育学論究」
8,500円	5,500円	8,500円	「算数教育」又は「数学教育」の一方

第2条 正会員及び準会員、団体会員には、日本数学教育学会誌を次表のように配布する。

学会誌の種類	発行月
学会誌 「算数教育」(偶数月発行)	4・6・8・10・12・2
学会誌 「数学教育」(奇数月発行)	5・7・9・11・1・3
学会誌 「数学教育学論究」(年2回発行)	不定期

第3条 一旦納入された会費は払い戻ししない。